

第2次計画で設定した目標に関する達成度<チェック表>

○:達成した・できている
 △:一部できていない
 ×:まったくできていない

| 【基本目標】 | 【施策の方向】 | 【基本施策】 | 取組内容 | 目標 | 社会福祉課 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 総合判断 | | | | |
|--------------------------|-----------------------------|---|---|---|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|----|------|---|---|---|---|
| | | | | | 総務課 | 市民協働課 | 人権推進課 | 市民課 | 高年福祉課 | 福祉相談課 | 障害福祉課 | 保健福祉課 | はびたらとく課 | 都市整備課 | 教育総務課 | 学校教育課 | 子ども未来課 | 文社財教育課 | | | | | | |
| I DVのない社会づくり | (1)暴力未然防止のための意識啓発の推進 | ①DVに関する情報の発信 | ◎市民に対する正しい認識を広めるため、「広報しそう」を中心として、あらゆる媒体や機会を通じて情報提供や啓発を行います。 | ①DVに関する情報発信:年2回以上、市広報による啓発を行います。 | ○ | | | △ | | | | | | | | | | | | | △ | | | |
| | | ②DVに関する講座・講演会等の実施 | ◎DVに対する正しい知識を広めるため、市民を対象とした講座又は講演会を実施します。 ◎女性の権利や女性への暴力等の問題について、市民や関係団体等に対する意識啓発を図るための講演会や研修会等を開催します。 | ②DVに関する講座・講演会等の実施:関係課において、年1回以上開催します。 | × | | △ | △ | | | | | | | | | | | | | × | △ | | |
| | | ③母子保健事業を通じたDV関連の情報提供 | ◎母子健康手帳の交付時に、DV啓発パンフレットを配布し、啓発します。 | ③母子保健事業を通じたDV関連の情報提供:母子手帳交付の際に、啓発パンフレットを配布します。 | | | | | | | | | | | × | | | | | | | | × | |
| | | ④学校等における人権教育等の推進 | ◎幼稚園、保育所の教育課程や保育課程に人権教育を組み入れ、幼児期からの男女平等の人権意識が育つ教育を行います。 ◎中高生等の世代から、DVやデートDVについて理解を深めるための取り組みを行います。 ◎PTA活動を通じて保護者等に対するDVに関する正しい知識の啓発を行います。 | ④学校等における人権教育等の推進:各取組内容を継続して実施します。 | | | | | △ | | | | | | | | | | ○ | ○ | △ | △ | | |
| | (2)早期発見・通報のための体制づくり | ⑤通報等に関する情報の発信 | ◎DVに関する情報発信と併せて、市民に対して通報等に関する正しい認識を広めるため、「広報しそう」を中心として、あらゆる媒体や機会を通じて情報提供や啓発を行います。 | ⑤通報等に関する情報発信:市広報による啓発を、年2回以上行います。 | △ | | | | △ | | | | | | | | | | | | × | △ | | |
| | | ⑥医療機関、福祉関係者、地域団体に対し、通報等の周知、徹底 | ◎市内医療機関、市窓口担当者や民生委員・児童委員を対象に、DV防止に関する手引きやパンフレット等を活用し、通報の必要性や通報等の方法を周知、徹底を図ります。 | ⑥医療機関、福祉関係者、地域団体に対し、通報等の周知、徹底を実施:毎年度、早い段階に(6月末まで)関係機関に手引きやパンフレットを配布します。 | △ | | | △ | △ | | | | | | | | | | | | | △ | △ | |
| | | ⑦職員を対象とした研修等の実施 | ◎職員にDVに関する正しい知識や通報方法等に関する研修や啓発を行います。 | ⑦職員を対象とした研修等:市職員に対し、研修又はパンフレット等により啓発を行います。 | △ | △ | | | | | | | | | | | | | | | | | △ | |
| | | ⑧学校、園、所との通報、連携体制の整備 | ◎子ども等からDVなどの情報が得た場合などの対応として、速やかに家庭児童相談室(以下「市相談室」という。)へ通報できる体制等を整備します。 | ⑧学校、園、所に対する周知:毎年度、早い段階に(6月末まで)連携体制について整備し、周知します。 | △ | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | ○ | |
| II 相談体制の充実と安全確保の体制づくり | (3)相談体制の充実と周知 | ⑨市相談室の充実と市の相談窓口の連携強化 | ◎配偶者暴力相談支援センター機能を担い、被害者の相談に総合的に対応できるように、研修により相談員の資質向上に努めます。 ◎市役所内のどこの窓口にも相談に行っても、適切な窓口につなぐことができ、また、二次被害の防止に向け、対応マニュアルの作成を行い、適切な対応に努めます。 | ⑨市相談室の充実と市窓口の連携強化:平成28年度中に窓口対応マニュアルを作成します。 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | ⑩高齢者や障がいのある人、外国人等の相談対応の充実 | ◎高齢者の相談については、包括支援センターやケアマネージャーと連携し、対応します。また、ケアマネージャーなどから、DV事案に関する情報が入った場合は、速やかに対応できる体制とします。 ◎障がいのある人の被害者相談に適切に対応できるように、適切な情報を提供するとともに、相談支援事業所や関係部署が連携し、相談に対応します。 ◎外国人の被害者相談にも適切に対応できるように努めます。 | ⑩高齢者や障がいのある人、外国人等の相談対応の充実:事案が発生した際に、速やかに対応ができるように、関係機関との連携を図ります。 | ○ | | △ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | (4)安全確保のための体制づくり | ⑪警察、県女性家庭センター等との連携強化 | ◎被害者及びその家族の安全確保を図るため、DV防止法に基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供を行うとともに、必要な支援を行います。 ◎緊急に被害者の保護が必要になった場合、安全に安心して保護を受けられるように、警察や県女性家庭センター等関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援を行い、一時保護を行います。 ◎DVのある家庭で、子どもがいる場合には、児童虐待防止の部署と連携し、安全確保を図ります。 ◎緊急に被害者の保護が必要になった場合、安全に安心して保護を受けられるように、場合により民間支援団体等とも連携し、一時保護を行います。 | ⑪及び⑫については、目標の設定をせず、引き続き各関係機関との連携強化と被害者の安全確保の体制の充実と努めます。 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | ⑫被害者情報の漏洩の防止 | ◎被害者等を一時保護した場合のその居場所等の情報漏洩の防止の徹底を図ります。 | | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ | | |
| III 支援自立体制に向けての | (5)生活の安全と安定に向けた支援 | ⑬ひとり親家庭等被害者の状況に応じた支援 | ◎相談内容に応じた適切な支援が行えるように、情報収集をするとともに、必要な場合には、市独自の支援策の検討を行います。 ◎被害者の相談に総合的に対応できるように、研修により相談員の資質向上に努めます。(基本施策⑨の取組内容を再掲) ◎子育て等に関する相談に適切に支援できるように、関係機関と連携し対応します。 | ⑬、⑭及び⑮については、目標の設定をせず、被害者の相談に対して適切な支援を行い、安心して安定した自立ができるように、引き続き関係機関が連携し取り組むこととします。 | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | ⑭関係機関と連携した就労支援 | ◎ハローワークと連携して、就労支援や職業訓練制度などに関する情報提供を行います。 | | △ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | | ⑮関係機関と連携した住宅確保支援 | ◎被害者からの相談内容に応じて、市営住宅の募集や入居について情報提供を行います。 ◎県営住宅における被害者への一般世帯優先住宅及び母子・父子世帯の優先住宅への入居制度を活用した支援を行います。 | | △ | | | | | | | | | | | | — | | | | | | | △ |
| | (6)被害者とその子どもの心身の安定に向けた支援 | ⑯被害者情報の管理の徹底 | ◎被害者の安全確保を図るため、住民基本台帳をはじめ、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報の管理を徹底します。 ◎加害者からの追求に対し、被害者保護の観点から、加害者の問い合わせに答ええないなど、関係機関や関係部署が連携して徹底した取り組みを行います。 ◎加害者からの問い合わせに答ええない等の対応について徹底するため、職員向けのマニュアル等を作成し、周知を図ります。(基本施策⑨のマニュアルと併せて作成) | ⑯被害者情報の管理の徹底:被害者情報の漏洩防止対策として、職員向けのマニュアル等を作成します。 | ○ | — | ○ | △ | ○ | | ○ | — | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | | | △ | |
| | | ⑰被害者の心のケア充実 | ◎心に傷を負った被害者が、心理的な安定を取り戻せるように、県等関係機関や保健・医療機関につなぎ、被害者の心身のケアに対する支援に努めます。 | | △ | | | | | | | | | △ | | | | | | | | | | △ |
| | | ⑱被害者家庭の子どもの安全確保と心のケアの充実 | ◎学校、幼稚園、保育所等と連携し、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理と子どもの安全の確保に努めます。 ◎学校、幼稚園、保育所等の生活の中で、被害者の子どもへの配慮が適切に行われるように努めます。 ◎県等関係機関と連携を図り、子どもの状況や年齢に応じた心の支援に努めます。 | ⑰及び⑱については、目標の設定をせず、被害者とその子どもの心身のケアが、相談内容に応じた適切な支援に繋げるよう、関係機関との連携した対応に努めます。 | △ | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| | | ⑲DV防止ネットワーク会議及びDV対策庁内調整会議の定期的な実施 | ◎DV防止ネットワーク会議及びDV対策庁内調整会議を定期的に行い、情報交換や効果的なDV対策の検討を行うとともに、関係機関の連携強化と計画の進行管理を行います。 | ⑲DV防止ネットワーク会議及びDV対策庁内調整会議の定期的な実施:DV防止ネットワーク会議及びDV対策庁内調整会議を、それぞれ年1回以上開催します。 | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | |
| (7)総合的な支援に向けた関係機関との連携 | ⑳県等関係機関、地域団体、民間支援団体等との連携の強化 | ◎警察や兵庫県等の関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会等の医療関係者や民生委員・児童委員等の地域団体、民間団体などと連携した対応ができるよう情報交換や情報発信を行い、総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。 ◎市域を超える広域的な避難や保護に対して、広域的な支援が円滑に行えるよう、他市町との連携を図ります。 | ⑳については、目標設定はせず、緊急的な支援に対応できるように、普段から関係機関や関係団体と連携した体制を構築しておくこととします。 | △ | — | △ | △ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | | △ | | | |